

## 国立大学法人鳴門教育大学危機管理規則

平成22年9月8日

規則第 25 号

改正 平成24年3月19日規則第11号  
平成24年4月16日規則第20号  
平成26年3月24日規則第10号  
平成27年3月24日規則第15号  
平成29年3月8日規則第9号  
平成31年3月13日規則第21号  
令和2年3月19日規則第13号  
令和3年4月1日規則第11号  
令和4年3月9日規則第5号  
令和4年10月12日規則第32号  
令和7年3月27日規則第8号  
令和7年9月10日規則第20号  
令和8年3月11日規則第13号

### (目的)

第1条 この規則は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）において発生する様々な危機について、迅速かつ適確に対処するための危機管理体制及び対処方法等について必要な事項を定め、もって本学の役員、職員、学生、生徒、児童、幼児及び本学において業務を行うことが認められている者（以下「職員及び学生等」という。）の安全確保を図るとともに、本学の社会的責任を果たすことを目的とする。

### (定義)

第2条 この規則において、「危機管理」とは、本学における危機の発生を未然に防止するための事前対策、危機発生時の対応策及び危機収束時の復旧対策等の総合的な取組をいう。

2 この規則において、「組織等」とは、人間教育専攻、高度学校教育実践専攻（教科・総合系）、高度学校教育実践専攻（教職系）、附属図書館、教育実習総合支援センター、長期履修学生支援センター、教師のためのA I・D S研究開発センター、情報基盤センター、小学校英語教育センター、教員教育国際協力センター、セルフデザイン型学修支援センター、遠隔教育推進センター、キャリア支援センター、心身健康センター、独立行政法人教職員支援機構鳴門教育大学センター、臨床教育学研究開発機構、附属幼稚園、附属小学校、附属中学校、附属特別支援学校及び事務組織をいう。

3 この規則において、「組織等の長」とは、各専攻長、附属図書館長、各センター所長、臨床教育学研究開発機構長、附属学校部長、学生支援部長、企画戦略部長及び法人運営部長をいう。

### (危機管理の対象)

第3条 この規則に定める危機管理の対象とする事象（以下「危機事象」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 教育・研究活動の遂行に重大な支障のある事態

- (2) 職員及び学生等の安全に関わる重大な事態
  - (3) 施設管理上の重大な事態
  - (4) 社会的影響の大きい事態
  - (5) 本学に対する社会的信頼を損なう事態
  - (6) その他前各号に類似する事象であって、組織的かつ迅速に対処することが必要と考えられる事態
- (危機管理のための学長等の責務)

第4条 学長は、本学における危機管理を統括する。

2 理事及び副学長は、学長を補佐し、全学の危機管理に努める。

3 組織等の長は、当該組織等の危機管理に努める。

(危機管理担当理事)

第5条 学長は、本学における危機管理の推進を掌理させるため、理事のうちから危機管理を担当する理事（以下「危機管理担当理事」という。）を指名するものとする。

2 危機管理担当理事は、各理事及び各副学長が講じる担当分野における危機管理に関する措置について、必要に応じて調整を行うとともに、全学の危機管理体制を点検・評価し、整備に努めるものとする。

3 事務局長は、危機管理担当理事を補佐し、危機管理推進責任者を総括する。

(危機管理体制充実のための措置等)

第6条 学長は、危機管理体制の整備、危機管理の研修や危機を想定した訓練等の実施により、日常的な危機管理体制の充実に努めなければならない。

2 学長は、法令及び関係する学内規則等に従い、職員及び学生等並びに近隣住民が本学に起因する危機により災害等を被ることのないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 学長は、危機管理に当たり、必要に応じて、職員及び学生等に対し情報提供等に努めるものとする。

4 学長は、全学的な危機管理の推進及び組織連携に関する事項について、国立大学法人鳴門教育大学総務委員会に諮るものとする。

5 職員は、常に危機意識をもって職務の遂行に努めるものとする。

(危機管理推進責任者)

第7条 組織等に、平常時から所管する危機事象への対策を主体的に行う体制を構築するため、当該組織等に係る危機管理及び全学的に対処が必要な危機管理の強化を推進する危機管理推進責任者を置く。

2 危機管理推進責任者は、組織等の長をもって充てる。

(危機管理推進担当者)

第8条 組織等に、危機管理推進責任者を補佐し、組織等内の危機管理の推進及び連絡調整等を処理させるため、危機管理推進担当者を置く。

2 危機管理推進担当者は、組織等に属する職員のうちから危機管理推進責任者が指名する者1名以上をもって充てる。

(危機に関する報告等)

第9条 職員は、緊急に対処すべき危機事象が発生又は発生する恐れがあることを発見し、又は了知したときは、直ちに当該組織等の長に報告しなければならない。

2 前項の規定に基づき報告を受けた組織等の長は、直ちに危機の状況を確認し、その状況を学長に報告しなければならない。

(危機区分の決定)

第10条 学長は、危機事象について、危機の状況及び対応の態勢に応じて、次表の区分のいずれかに決定するものとする。

区分	危機の状況	対応の態勢
レベル1	学関係者への影響が小さく、通常の体制で対応できる事象	係する組織において対応
レベル2	学関係者への影響が比較的小さく、その範囲が一の組織にとどまる事象	係する理事、副学長及び組織において対応
レベル3	学関係者への影響があり、その範囲が複数の組織にわたる事象	機管理対策本部又は学長が委任した者において対応
レベル4	学関係者への影響が非常に大きく、その範囲が全学にわたる甚大な事象	機管理対策本部において対応

2 学長は、危機の状況の推移等に応じて、前項により決定した区分の変更を行うものとする。

(危機管理対策本部)

第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、速やかに当該危機事象に係る危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- (1) 前条に規定する区分において、レベル3以上に決定したとき
- (2) 前号にかかわらず、危機事象への対処のため、危機管理対策本部の設置が必要と判断したとき

2 対策本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
- (2) 副本部長は、危機管理担当理事をもって充て、本部長を補佐する。
- (3) 副本部長は、危機事象に応じて、他の理事又は事務局長が代行できるものとする。
- (4) 本部員は、事務局長及び危機事象に応じて、理事、副学長、関係組織等の長及びその他職員の中から本部長が指名する者をもって充て、対策本部の業務を処理する。

3 対策本部の事務は、法人運営部総務課が主管し、危機管理担当理事が指名する関係組織等の職員が参画する。

4 対策本部は、危機事象への対処に係る評価をもって解散する。

(対策本部の業務と権限)

第12条 対策本部は、本部長の指揮の下に、危機事象に対し迅速に対処しなければならない。

2 対策本部は、その事案処理に当たり、教育研究評議会等の審議を含め、本学の学内諸規則により必要とされる手続きを省略することができる。

3 前項の措置を講じた場合は、本部長は危機収束後速やかに、関係組織及び委員会に関係の事項を報告しなければならない。

(危機への対処等の委任)

第13条 学長は、次の各号のいずれかに該当し、理事、副学長又は当該組織等の長が危機の対応に当たることが適切と判断したときは、当該者に対し、危機の対応を委任することができる。

(1) 第10条に規定する区分においてレベル3に決定した場合

(2) 第10条に規定する区分においてレベル4に決定した場合であって、特定の事象について委任することにより迅速に対応できる場合

2 前項の規定により危機の対応に当たることとなった者は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 直ちに対策本部に準じる組織を設置し、迅速な対応に当たること。

(2) 学長に対し、対応状況等について随時報告すること。

(3) 危機事象収束後は、危機事象への対処に係る評価を行うこと。

(本部長等が不在の場合の措置)

第14条 本部長が出張等により不在の場合は副本部長が、本部長及び副本部長が不在の場合は本部長があらかじめ指名する者が、本部長の業務を処理するものとする。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成22年9月8日から施行する。

2 国立大学法人鳴門教育大学危機管理規程（平成19年規程第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成24年5月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。